

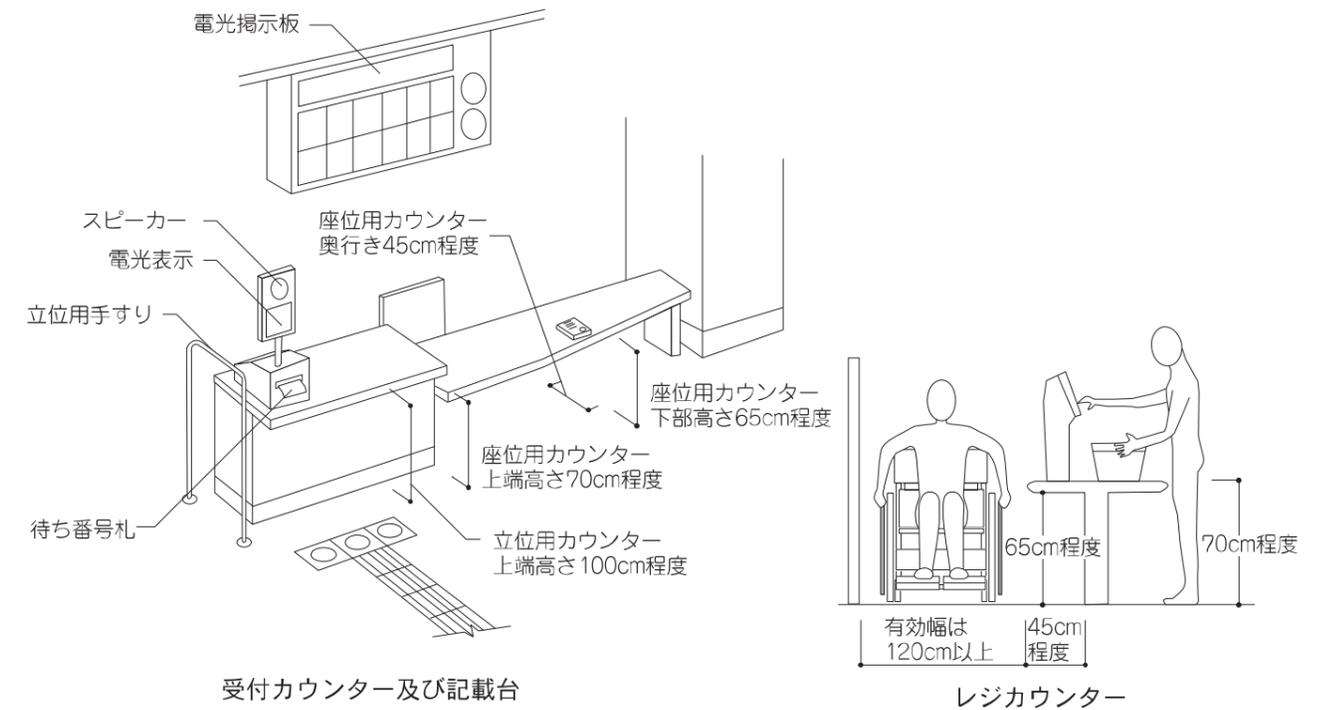
② 利用居室等及び利用設備等

g 受付カウンター等

基本的な考え方

受付カウンターや記載台は、物品の受け渡し、筆記による対応、対話による対応などの内容に応じて、高齢者、障害者等が利用しやすい位置に使用しやすい形状で設けることが必要である。

整備基準	整備基準の解説	目標基準	備考
◆受付カウンター等 (20の項)	受付カウンター等を設ける場合には、高齢者、障害者等が円滑に利用できるよう高さ、け込み等に配慮した構造の受付カウンター等を1以上設けること。ただし、受付カウンター等以外の場所又は設備により同等の機能を確保できる場合は、この限りでない。	○案内、呼出し等の窓口を設ける場合には、手話通訳者を配置し、又は、文字により情報を表示する電光掲示板、パイプレーター機能付き呼出し器その他の聴覚障害者の利用に配慮した設備を設けること。 ・難聴者等に配慮した音声増幅装置のある電話機を備えること。 ・簡易筆談器その他筆談等が可能な機器を備えること。	



受付カウンター及び記載台

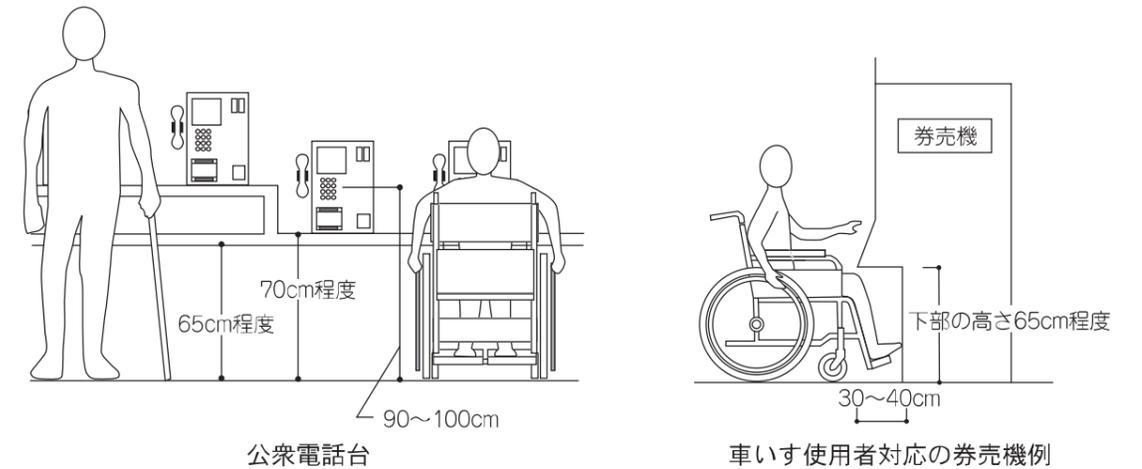
レジカウンター

h 公衆電話台

基本的な考え方

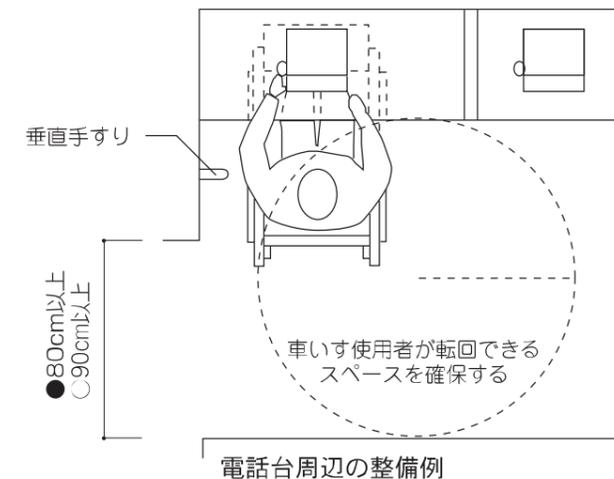
公衆電話を設置する場合、玄関ホールなどのわかりやすい場所に設け、台の形状は、高齢者、障害者等が利用しやすい高さ及び空間とすることが必要である。

整備基準	整備基準の解説	目標基準	備考
◆公衆電話台 (21の項)	公衆電話を設置する場合には、高齢者、障害者等が円滑に利用できるよう高さ、け込み等に配慮した構造の公衆電話台を1以上設けること。	・電話機の高さは70cm前後で、台の下部に車いすのフットレスト及びひざが入るよう、高さ65cm程度、奥行き45cm程度のスペースを確保する。	・電話機には、視覚障害者用ダイヤル、聴覚障害者用音量増幅装置付き受話器などの機能を付加すること。



公衆電話台

車いす使用者対応の券売機例



電話台周辺の整備例

用語

受付カウンター等	受付カウンター又は記載台
----------	--------------

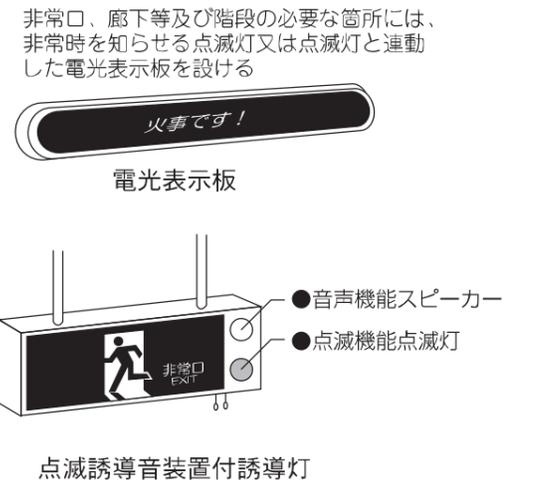
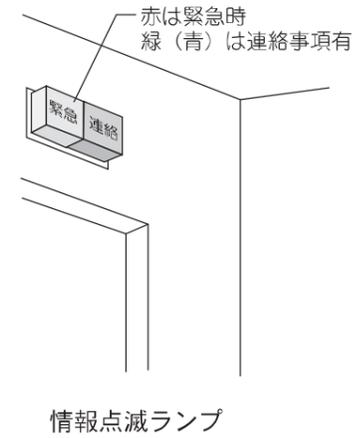
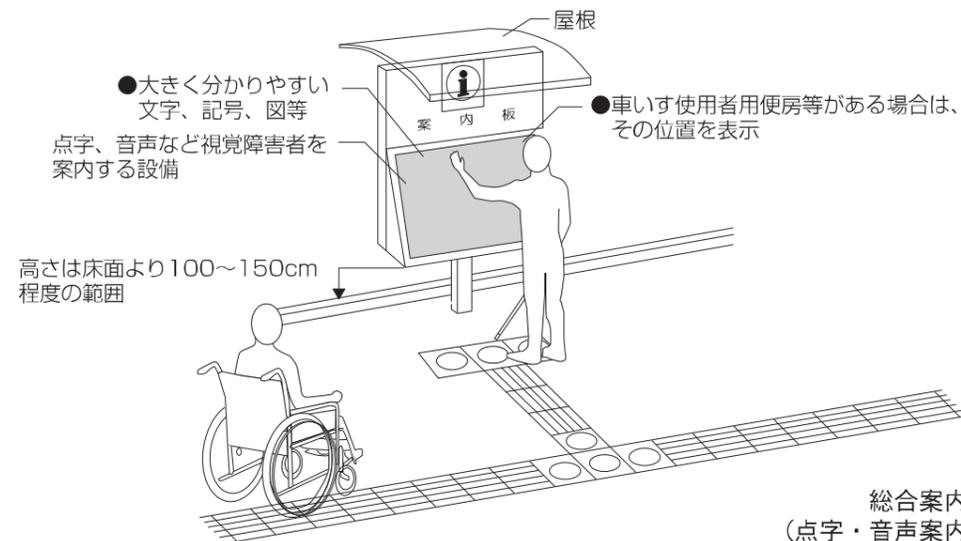
② 利用居室等及び利用設備等

i 案内設備

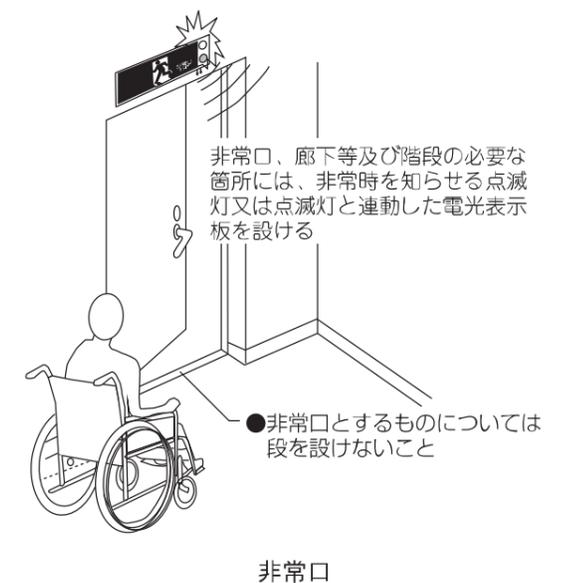
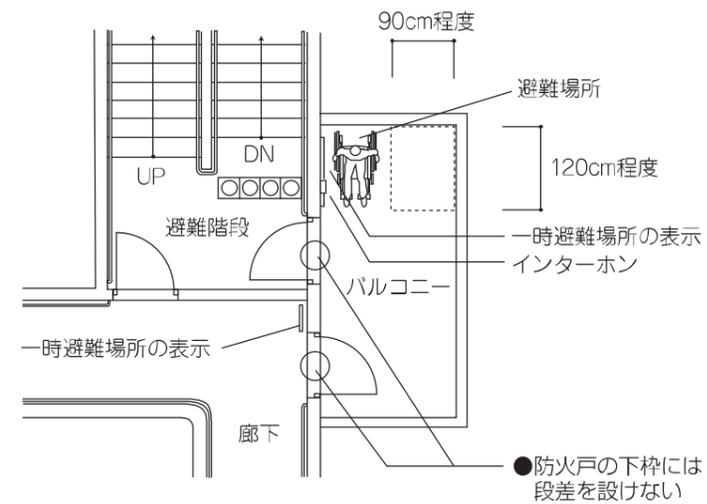
基本的な考え方

多数の者が利用する建築物には、高齢者、障害者等が目的の場所に容易に到達できるよう、施設全体が把握できるような情報を提供する案内板等を障害の特性に応じて表示することが必要である。

整備基準	整備基準の解説	目標基準	備考
(1)案内板の構造 (14の項(1))	不特定かつ多数の者が利用する建築物又はその敷地には、次に定める構造の案内板を設けること。		
ア 案内板の表記 (14の項(1)ア)	大きく分かりやすい平易な文字、記号、図等で表記し、これらの色彩は地色と対比効果があるものとする。		
イ 外国語の併記 (14の項(1)イ)	必要に応じて外国語を併記すること。		
ウ 案内板への表示 (14の項(1)ウ)	当該建築物又はその敷地内の利用円滑化経路を構成するエレベーター等又は利用円滑化の措置がとられた便所、駐車施設若しくは授乳場所の配置を表示すること。ただし、当該エレベーター等、便所、駐車施設又は授乳場所の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。		
(2)視覚障害者のための案内設備 (14の項(2))	不特定かつ多数の者が利用し、又は視覚障害者が利用する建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の利用円滑化経路を構成するエレベーター等又は利用円滑化の措置がとられた便所若しくは授乳場所の配置を点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備を設けること。		
(3)案内所を設ける場合 (14の項(3))	案内所を設ける場合には、(1)及び(2)の規定は適用しない。		
(4)運行等情報の案内 (14の項(3))	公共交通機関の施設には、公共車両等及び航空機の運行（運航を含む。）に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備を設けること。ただし、電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。		



各種サイン



② 利用居室等及び利用設備等

j 緊急時の避難設備

基本的な考え方

避難誘導などの情報伝達は、障害の特性に応じて音、光、振動など様々な手段を講じることが必要である。

整備基準	整備基準の解説	目標基準	備考
緊急時の避難設備の構造(22の項)	集会場等、ホテル等又は劇場等(遊技場を除く。)における緊急時の避難設備は、次に定める構造とすること。		
(1)自動火災報知設備を設ける場合(22の項(1))	自動火災報知設備を設ける場合には、非常時を知らせる点滅機能及び音声誘導機能を設けた誘導灯その他視覚障害者及び聴覚障害者に配慮した誘導灯を設けること。	●この規定は、300㎡以上の劇場、映画館、演芸場又は観覧場、公会堂又は集会場及び旅館又はホテルに適用する。 ・自動火災報知設備を設けるホテル又は旅館の客室内には、聴覚障害者に配慮した設備又は携帯用機器等を備える。	図1
(2)防火戸にくぐり戸を設ける場合(22の項(2))	廊下等、階段その他の避難上重要な経路において、防火戸にくぐり戸を設ける場合には、当該くぐり戸は次に定める構造とすること。 ア 幅は、80センチメートル以上とすること。 イ 戸の下部は、またぐ必要のないものとする。		図2

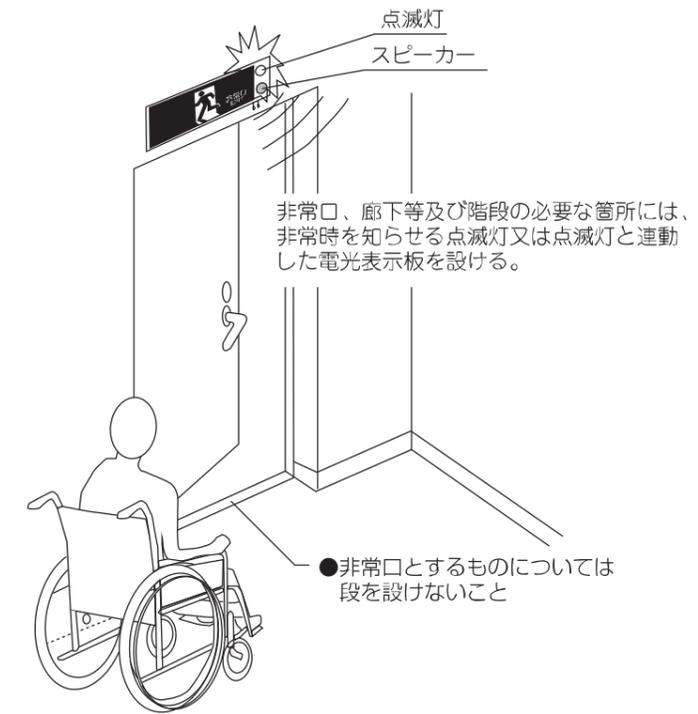


図1 非常口の例

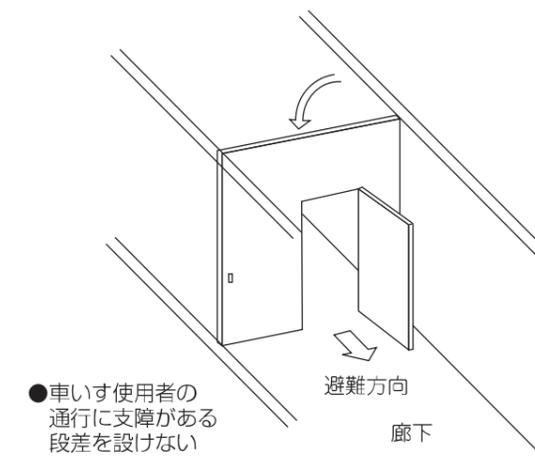


図2 車いす使用者が通行しやすい防火戸

用語

自動火災報知設備	消防法施行令(昭和36年政令第37号)第21条に定める基準の設備をいう。
防火戸	建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第112条第14項に定める特定防火設備又は防火設備として設ける戸をいう

【参考】 緊急時の設備

基本的な考え方

危険の表示は、見落とされたり誤認されたりすると、人命に関わるので、目につきやすい場所に設け、緊急時の情報を確実に伝える設備とする。

避難に関わる設備については、機能や構造の面で配慮するとともに、避難経路は明確で最短の経路とすることが重要である。

必要な整備

警報装置	・ 警報装置は、光や音によって聴覚障害者や視覚障害者に非常事態の発生を告げる装置とする。	・ 警報装置には、聴覚障害者への情報伝達を配慮し、事態の状況を文字により知らせる文字表示装置を設ける。
非常口・避難路		・ 避難路には点滅誘導灯及び誘導音響装置を設ける。 ・ 非常口には段差を設けない。やむを得ない場合は「傾斜路」に定める構造で、かつ誘導基準に適合する傾斜路を設ける。



非常ランプ
火事など非常の時に点滅します。

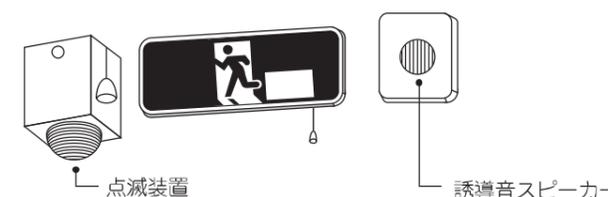
警報装置の例



点滅ランプ
誘導音スピーカー
誘導音付加点滅形誘導灯



点滅ランプ
点滅形誘導灯



点滅装置
誘導音スピーカー
既設誘導灯に追加取付する方法

非常口誘導灯の例